

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年8月28日（金）

【照会先】
岩手労働局雇用環境・均等室
室長 井嶋 俊幸
助成金主任 砂子田 浩介
電話 019-604-3010

報道関係者 各位

令和8年度「業務改善助成金」について ー令和8年9月1日から受付を開始しますー

岩手労働局では、令和8年9月1日から「業務改善助成金」の交付申請の受付を開始します。

本助成金は、中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和8年度の交付申請期間は、令和8年9月1日から岩手県最低賃金発効日の前日又は令和8年11月30日までのいずれか早い日までです。

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

厚生労働省HP



○申請に関してご不明な点がございましたら、業務改善助成金コールセンターまでお問合せください。

問い合わせ先 電話番号：0120-366-440
受付時間：平日9:00～17:00

○岩手働き方改革推進支援センター（令和8年度厚生労働省委託事業）において、専門家が最低賃金の対応や就業規則の見直しをはじめとした、働き方改革の相談に無料で対応しておりますのでご活用ください。

岩手働き方改革推進支援センターのホームページをご確認ください。
<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/>

働き方センターHP



問い合わせ先 電話番号：0120-576-073

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサル
ティングなど)

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に助成率（4／5又は3／4）をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

参考ウェブサイト

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



お問い合わせ

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は岩手労働局 雇用環境・均等室です



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☒ 残業を減らしたい。
- ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☒ 就業規則を見直したい。
- ☒ 36協定の作り方を知りたい。
- ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



ぜひ/ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

岩手働き方改革推進支援センター

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館505号室

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-576-073

FAX 050-1871-1841

MAIL iwate@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/>

岩手働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

申込日: 年 月 日

相談内容
(複数選択可)

専門家相談を
知ったきっかけ